

令和4年 2月 2日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について（周知依頼）

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長より、日本医師会宛に、その周知について協力依頼がありました。

建築物、工作物及び船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害の防止に関しては、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）が公布され、令和3年4月1日（一部規定は令和2年10月1日、令和4年4月1日、令和5年10月1日）から施行されております。【令和2年8月20日付健I127号】

今般、船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条第1項に規定する石綿等の使用の有無に係る調査をいう。以下同じ。）を行う者の要件及び、船舶の解体・改修工事に係る労働基準監督署への事前調査の結果等の報告の対象範囲等について方向性が示され、件名の省令（令和4年厚生労働省令第3号・別添2）が令和4年1月13日に公布、施行されました。

また、本件につきましては、同日付で厚生労働省労働基準局長より都道府県労働局長に示されております。

貴会におかれましても、ご了知いただき、会員医療機関へご周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について（周知依頼）

[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/kenko1/2021ken1\\_223.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/kenko1/2021ken1_223.pdf)

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字です（半角入力）

※事務局：地域医療1課 堀田（TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875）